

超勤手当の未払いはありませんか？

自分の超勤手当は把握していますか？

JR九州では、これまでに残業代未払い等で、労働基準監督署からの監査の末、是正勧告を受けました。会社は社員の申告漏れが原因であると言っていますが、みなさんはどう思いますか？申告漏れが原因ということでは、駅等では新しい残業代システムを導入されました。しかし、新システムについての十分な説明や教育がなされないまま導入されたため、超勤の申請入力のために時間を要してしまい、超勤申請の為に残業をしてしまうという矛盾が発生している職場もあります。

ところで、乗務員のみなさんは、たとえ短時間の列車遅延でも超勤申請はできていますか？きちんと申請しているという方も、給与明細を見ただけでは、正確な超勤手当が支払われているかどうかは分からないと思います。

国労は、超勤手当の支払いについて社員がきちんと確認できるシステムを導入するように、会社に対して要求しています。今の私たちにとって大事なものは、賃金明細書に記載されている額が正しいかを知るために、時間当たりの超勤額を把握しておくことです。

1時間当たり賃金の計算方法

・1時間当りの賃金額

例) 運転士Aさんの場合
(基本給20万 都市手当1万)

$$\text{(基本給+都市手当)} \times 12$$

$$\text{(1日平均労働時間)} \times 255$$

$$\text{(200.000+10.000)} \times 12$$

$$\text{(7時間07分)} \times 255$$

これにならって計算すると、Aさんの1時間当たりの単価は、1388円です。列車遅延の場合は、時間額×1.26倍となり、1749円が1時間当たりの超勤額となります。

※公休、特休等の休日の場合は、時間額×1.35倍です。自分のためにも、一度計算してみましょう

賃金明細を見てもよく分からない。



国労の〇〇さんに相談してみよう。



若い力

第 80 号

2017年 10月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515